

損害賠償請求に係る和解及びこれに伴う
損害賠償の額を定めることについて

平成12年12月22日
教育委員会

1 趣旨

平成11年11月20日盛岡市中央公民館講堂での事故に係る損害賠償請求について和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めるもの。

2 内容

(1) 和解及び損害賠償の相手方

(2) 和解の内容

損害賠償の額を(3)に定めるものとし、当事者は、将来いかなる理由が発生しても一切の異議を申し立てない。

(3) 損害賠償の額 金10,285,009円

(4) 損害賠償の原因

平成11年11月20日盛岡市中央公民館講堂において、公民館職員が舞台のせりを誤って下降させ、それにより相手方の長女が負傷したことによる。